

様式第4号(第6条関係)

平成24年度 第1回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成24年4月13日(金)	
開催場所	奈良市役所北棟4階 第18会議室	
出席委員	委員 藤本 勝美 委員 井上 善雄	
審議対象期間		
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 前回に各委員からあった質問事項に対する各課からの回答について 2. 入札監視委員会報告(案)について
一般競争入札	0	
指名競争入札	0	
随意契約	0	
合計	0	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	・最低制限価格の設定の妥当性検討の為、業者への聴取をすべきである。 ・当委員会の説明責任として、報告書を公表すべきである。	

別紙

1 各担当課の入札の落札率は、ほぼ最低制限価格により誘導されていると思われる。各課ともその認識の有無と最低制限価格の算定の方法について

質疑・意見の要旨

井上委員： 最低制限価格の計算式が採用されているのは、国の方式に従っているのですか。

事務局： 基本的には国のモデルを準用しています。奈良市がモデルにしているのは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会によるものです。

井上委員： 国の計算モデルは毎年検証し直しているのですか。

事務局： 国も毎年見直しする中で、現場管理費を上げる事で、不適正な工事が減少し、適正な工事がなされる確立が高いとの実績報告があります。

藤本委員： 各課別の落札率とか最低制限価格を検証する資料はありませんか。

事務局： 資料にあるとおり、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの入札結果、各課別で落札率の大差は見られません。

井上委員 この件については、2つの側面からの見方があります。金額が安価であれば良いとの見方がひとつ。もうひとつは、金額が下げられると適正な工事ができない、或いはダンピングする業者しかできないとの見方です。業者からのそういった不満はありますか。

事務局： 書面ではありませんが、入札している中で、どうしても底値で張り付き、業者として利益が発生しないとの声はあります。奈良市だけではなく、昨今は競争性が高くなって、以前よりは落札率が低くなっています。特に奈良市は3%方式があり、業者間では、奈良市は特に低いとのイメージがあるようです。

井上委員： 金額設定によって、原価を割るような状況となり、苦情があるのであれば、当委員会の任務かは別としても、調査が必要かも知れません。そうであるならば、適正価格では無いとの可能性もあります。以上の事が横行するようであれば、結果として、制度自体の歪みにもつながります。匿名であっても調査する必要があるのではないかと考えます。具体的に調査した事はありますか。

事務局： ありません。事前公表している関係で、落札するには、どうしても、公表額に張り付かざるを得ないという事があります。自分の見積額より、公表した額が低くても、落札できないので、無理をしてでも取るという考え方があります。

藤本委員： 品質確保の観点から、業者の苦情を調査するのは、必要かと思えます。調査により、最低制限価格の見直しにもつながり、また、業者の健全経営にもつながると思えますので、これは、今後の検討課題としましょう。

2 環境関係において技術の共有化、公然化の進捗状況について

井上委員： 炉の構造について特許化されていますか。

事務局： 特許がらみはあります。

井上委員： 特許がらみがあると言っても、修理するのに特許侵害になるのですか。

事務局： 違います。製品です。

井上委員： 製品自体が特許ということでしたら、逆に、独占禁止法その他がありますから、当該製品を修理する為には購入しなければならない。その時に、特許を有する会社が、その製品を販売しないという事が可能ですか。

事務局： 実際に聞いたところでは、販売しないようです。また炉メーカーの図面を渡し、その部品を作れるか。また、オーバーホールのために、部品を作る為の施設を作ると凄い手間と多額の資金がかかるという話でした。

井上委員： 不正競争防止法上は、特許を持っているメーカーが商品を販売しないという事は出来ないと思います。そういう事を鑑みると、アフターケアも全部独占できるというような意味で、最初の入札契約に入ってしまうと、非常に困ったことになると思います。

事務局： 実際入札をしても、他のメーカーは入ってきません。

藤本委員： 日頃から色々な専門家や他市町村の意見を聞きながら、どうにかならないのかといった意識を持つことが必要なのかと思います。

事務局： 他の自治体がどのような工事の発注の仕方をしているか等、100程度の自治体の調査もしました。当初のプラントメーカーという自治体が90数パーセントを超えています。

井上委員： 実態はそういう事でしょう。特許権侵害まではできませんが、炉メーカー自身が他社の修理もしますと。修理程度なら可能という体制になっていないと、1社が倒産してしまって、他のメーカーが対応不可能となると、大変な事態になります。

事務局： 数年前に某メーカーが炉部門から撤退した際に、技術も部品も全て日立に譲渡して、メンテナンスを依頼したというケースはあります。独自性のないような修理には、設置メーカーではなく、分離発注をしています。1年間中稼動なので、突発的な事故については、他のメーカーでは中々対応してくれない面がありますので、その場合は設置メーカーが対応してくれています。

井上委員： その突発的なアクシデントは、どれくらいの頻度で発生するものなのですか。

事務局： 月1回は点検もしていますが、突然の停止というものは、年5～6回はあります。

藤本委員： 緊急の場合、契約金額のチェックは出来ているのですか。

事務局： 統一された補修等の積算要領というものがありますので、それを根拠としております。

井上委員： 緊急のケースは随意契約をしているのですが、次回は、緊急のケースについて説明をお願いします。

事務局： 承知しました。

3 配水管の随契の理由と業者分散受注の理由を説明されたい。

井上委員： 設置業者は工事が終了し、それに引き続いて、修繕が発生する事はありません。

んよね。

事務局： 施工した業者が、そのまま数年後、同じ箇所を修繕工事するという事はありません。修繕担当の業者がありますので、当番制で業者が修繕することになっております。

井上委員： 移設に伴う随契は資料にもありますが、その前の工事については、資料の何処に記載されているのですか。

事務局： 下水道建設課が、下水管を埋設する時に、水道管が邪魔となり、下水道建設課より依頼があり、それに伴って、水道管を移設するというのが、資料にある移設工事に当たります。

井上委員： 下水道工事をしている業者に、水道管の移設工事を随契で任せるという事ですな。

事務局： 同じ場所で施工しますので、工期も一緒になりますし、調整もしやすいからです。

藤本委員： 随契の金額には、下水道工事の契約金額の中に含まれているのですか。

事務局： 水道と下水の会計は別会計ですので、含まれておりません。但し、掘り方、掘削費用とか不要にもなります。

井上委員： 落札業者は、下水道工事を請け負う時には、配水管工事が必要であると認識しているのですか。

事務局： 下水道工事が発注されまして、現地調査なり水道局との立会の中で、正式にルートが決まった段階で、水道管の移設の規模なり延長なりが決まり、その依頼に基づいて、移設工事が発生するので、受注された時に水道管の移設の有無については、実際に分かっておりません。水道局におきまして、下水道建設課からの依頼が有りまして、移設工場の必要性の有無が分かるという形になっています。

藤本委員： 安価で受注した分、水道管の移設の方で業者心理としては、随意契約の方で高く、元を取ろうかという意識が働くかも知れませんね。

事務局： 受注されたところに、どのような施設があり、移設の必要の有無であるとかという事は、水道局も把握しておりませんし、移設の依頼が有って初めて分かるものです。

井上委員： 受注業者は、移設の可能性が有りますという事だけで、仕事を請け負う形になるという事ですね。規模等全く分からないが、業者は、水道管が関係すれば、自分自身が、水道管の移設工事を受注すると認識しているという事ですね。

事務局： 水道管の管路情報は整備されていますので、事前に水道管の移設の必要性等を確認していますが、実際に掘削してみると、図面と多少のずれがあります。奈良市の場合、11年から開始してしますので、当然古いパイプラインが埋設されていたり、元々の道路の形態自体が変化している等、実際に掘削してみないと細かな部分で図面との誤差があります。

藤本委員： 随契で、競争価格になっていないというところは問題点だと思います。競争価格になっていないというのは歴然たる事実です。この点を、仕方が無いと割

り切っているのか、課題点があるから、今後変えていかなければと認識しているのか、ここは大きな違いですね。

事務局： 水道局の工事というのは、後から生じた工事ですので、直接工事費等、不必要な経費を削減するという事で、随意契約をする際には、工事費の削減率を計算しております。平成23年度の実績ですと、縮減率が平均で、単独工事に比して24.4%。落札率に換算しますと、平均で、75.6%に相当します。平成23年度の配水管工事の落札率は平均で80.7%ですので、これと比較すると経費の縮減になっていると認識しています。

4 NTT等が直接工事するのでなく下請をしている場合、その施工者や随契方法、契約額など資料は、奈良市は入手しないものか。

井上委員： NTTと契約して、NTTがNTTインフラネットと契約しているという質問の形式になっているが、実際はそうではないという事なのですね。

事務局： はい。

井上委員： 342万という契約額は、NTTインフラネットと契約していると理解すれば良いんですね。という事は、契約額を入手しているという事ですよね。

事務局： はい。

5 建設物価調査会が入札参加しない理由は何か。また両調査会が逆に「カルテル化」を進めている心配はないか。

井上委員： 実質的には、この2社以外の会社はないのでしょ。

事務局： はい。そして、そのうちの1社が辞退されたという事です。

6 奈良市入札監視委員会報告(案)について

井上委員： 読ませていただき、結論から言いますと、良くまとめてもらっています。私たちは2年の任期ですよ。最終的には、何らかの形で、まとめあげて発表した方が良いと思いますが、これを、中間報告的に出す方が良いのかどうかという点なのですね。

事務局： 2年の任期ですので、一旦中間報告的にいただくのが良いのか、最終的にまとめたものをいただくのが良いのか、事務局としても確固たるものはないのですが、今回の「奈良市入札監視委員会報告案」につきましては、本委員会で審議いただいた内容を網羅できたものであると思っております。今後出た案件で、審議頂いた内容が、更に盛り込まれるという形になるかとは思いますが。

井上委員： 問題は、私たちの説明責任です。奈良市民の皆さんの税金で仕事をしている訳ですから、究極的にはもっと情報公開すべき内容があるかと思いますが、一旦は、こういう形式で報告という方が良いんじゃないでしょうか。

事務局： おっしゃる通り、2年間全く動きが見えないというのはどうかと思います。

藤本委員： 報告書の中には、次のアクション、本委員会ではなく、新たなる課題が入るかも分からないので、任期間際に提出というよりも、秋ぐらいには提出しなければならぬのではないかと思います。今日、この場で、これを中間報告とし

て提出しますと決定することは出来ない。出来たとしても、次回になってしまいます。ただ、中間ドラフト的に提出して、これに対して意見を求めるというのも良いかも知れないですね。

藤本委員： 今回、中間的にまとめていただいたというのは、1年の成果であると、当然言えると思います。ただ、公表はされていませんし、報告もされていません。当委員会での成果であるという事です。そして、これをシェイプアップして、最終、報告で公表するという形になるかと思います。

事務局： 本委員会の任期は2年というスパンですが、監視委員会という組織自体は永続的なものであると思います。今回、とりまとめていただいたものを基盤としまして、後の任期で、更に審議いただいた内容を付け加えていただくのが良いかと思えます。

井上委員： 検討の方向性について、3人の意見が一致するのであれば、中間段階の提言形の提言であるとしても良いのではないかと思います。ただ、今日は委員長不在なので、結論としては出せない。

事務局： 事務局のたたき台となっておりますので、最終に「おわりに」という節で、委員会として中間的位置付けとして書きまとめたものを、こちらに反映して集約していただければと思います。

藤本委員： 議事録との最終チェックも出来ていませんので、川勝先生の意見も反映した上で報告書として公表できたらと思います。